

十八 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

(法人課税信託の受託者等に対するこの章の適用)

第七条 人格のない社団等は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

2 所得税法第二条第一項第八号の三に規定する法人課税信託(以下この項において「法人課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の同法第六条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章(次条、第十一条及び第六節を除く。)の規定を適用する。

3 所得税法第五条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内國法人又は外国法人は、基準所得額につき、この法律により、復興特別所得税を納める義務がある。

2 所得税法第六条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収して納付する義務がある者は、その徴収して納付する所得税の額につき、この法律により、源泉徵収をする義務がある。

(課税の対象)

第九条 居住者又は非居住者に対して課される平成二十五年から令和十九年までの各年分の所得税に係る基準所得額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

2 内國法人又は外国法人に対して課される平成二十五年一月一日から令和十九年十二月三十一日までの間に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

(基準所得税額)

第十条 この章において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額(附帯税の額を除く。)をいう。

1 非永住者以外の居住者 所得税法第七条第一項第一号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定を除く。次号において同じ。)により計算した所

得税の額

2 (納稅地)

第十二条 復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得額に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。

イ 所得税法第七条第一項第四号に定める所得 税

ロ 租税特別措置法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子、同法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等 同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額

五

第一項に規定する差益金額

イ 所得 税

ロ 租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第一百七十九条の規定を除く。)により計算した所得税の額

イ 所得税法第七条第一項第五号に定める所得

2 (納稅地)

第十三条 個人に係る復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得額に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。

イ 所得税法第七条第一項第四号に定める所得 税

ロ 租税特別措置法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子、同法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等 同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額

五

第一項に規定する差益金額

イ 所得 税

ロ 租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第一百七十九条の規定を除く。)により計算した所得税の額

イ 所得税法第七条第一項第五号に定める所得

2 (納稅地)

第十四条 復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成二十五年から令和十九年までの各年ににおいて所得税法第九十五条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、前二条の規定を適用して計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その年分の復興特別所得税の額から控除する。

2 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成二十九年から令和十九年までの各年ににおいて所得税法第一百六十五条の五の三第三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第一百六十五条の五の三第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する分配時調整外国税相当額が次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を超えるときは、前二条の規定を除く。)により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相

する控除対象外国所得税の額が同項に規定する

二 非永住者 所得税法第七条第一項第二号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

三 非居住者 所得税法第七条第一項第三号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算による所得の納稅地(同法第十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納稅地)とする。

2 源泉徵収に係る復興特別所得税の納稅地は、源泉徵収をする義務がある者の所得税法第十七条の規定による所得の納稅地(同法第十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納稅地)とする。

3 所得税法第十九条の規定は、所得税の納稅地の指定の処分の取消しがあつた場合における復興特別所得税について準用する。

2 その年分の所得税法第一百六十四条第一項第一号に定める国内源泉所得に係る所得の金額につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第一百六十五条の五の三第三及び第一百六十五条の六の規定を除く。)により計算した所得の額

一 その年の所得税法第一百六十五条の五の三第一項に規定する控除限度額

二 その年分の所得税法第一百六十四条第一項第一号に定める国内源泉所得に係る所得の金額につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第一百六十五条の五の三第三及び第一百六十五条の六の規定を除く。)により計算した所得の額

一 その年の所得税法第一百六十五条の六の規定を除く。)

控除限度額を超えるときは、同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前二条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

前二項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に控除対象外国所得税等の額（所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額又は同法第百六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額をいう。以下この項において同じ。）、前二項の規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除を受けるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国所得税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国所得税等の額として記載された金額を限度とする。

（復興特別所得税申告書の提出がない場合の税額の特例）

第十五条规定 変更特別所得税申告書を提出する義務がない者に対して課する変更特別所得税の額は、第十二条から前条までの規定により計算した復興特別所得税の額によらず、その者のその年分の第十七条第四項に規定する予納特別税額も当該控除した金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額が十五万円以上である個人は、同項又は同法第七条第一項（これららの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税の額の合計額（予定納税）

第十六条 平成二十五年から令和十九年までの各年分の所得税法第四条第一項に規定する控除した金額及び当該控除した金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額が十五万円以上である個人は、同項又は同法第七条第一項（これららの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税を当該所得税に併せて國に納付しなければならない。

所得税法第二編第五章第一節（同法第百六十六六条において準用する場合を含む。）の規定は、

3

前項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。この場合において、同法第十四条第一項中「控除した金額」とあるのは「控除した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、「所得税を」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同法第百七十三条第一項中「所得税」とあるのは「計算した金額の合計額」と、「所得税を」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」とあるのは「所得税」及び復興特別所得税と、同法第一百四十五条第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、同法第一百四十五条第一項から第三項までの規定及び第百十五条中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と読み替えるものとする。

第十三条 第一項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があつた場合においては、その納付額を同項の規定により併せて納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に相当する復興特別所得税及び所得税の納付があつたものとする。

前項の規定により納付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（課税標準及び税額の申告）

第十七条 所得税法第一百一十条第一項、第一百二十四条第一項（同法第一百一十五条第五項において準用する場合を含む。）、第一百二十五条第一項、第一百二十六条规定 第一百二十七条规定 第一百二十七条第一項又は第一百二十九条规定 第一百二十九条第一項の規定により確定申告書を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該確定申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

二 前号に掲げる基準所得税額につき第十三条から第十四条までの規定を適用して計算した

確定申告書（前項に規定する確定申告書を除く。）を提出する者は、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

一 前項第三号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収特別税額がある場合には、それは、その控除しきれなかった金額

二 前項第四号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、それは、その控除しきれなかった金額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他の財務省令で定める事項

（二）前項第三号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、それは、その控除しきれなかった金額

（三）前二号に掲げる金額の計算の基礎その他の財務省令で定める事項

三 第一号に掲げる復興特別所得税の額から前号に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

四 その者が所得税法第一百七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十一条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

（二）前号に掲げる復興特別所得税の額及び当該所得税の額につき第十三条规定を適用して計算した復興特別所得税の額（当該所得税の額のうちに、当該所得税の額に併せて提出しなければならない。

（三）前二号に掲げる復興特別所得税の額（当該所得税の額のうちに、当該所得税の額に併せて提出しなければならない。

（四）所得税法第一百七十二条第二項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十一条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

（告書）という。）を提出すべき者は、その年分の非居住者給与等申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、当該非居住者給与等申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

所得税法第一百七十二条第二項第一号に掲げた所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収された、又はされるべき復興特別所得税

（五）第一号及び前号イに掲げる金額の計算の基礎その他の財務省令で定める事項

（六）所得税法第一百七十三条第一項による申告書を提出する者は、その年分の当該申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

（ハ）イに掲げる復興特別所得税の額から口に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

（五）第一号及び前号イに掲げる金額の計算の基礎その他の財務省令で定める事項

（六）所得税法第一百七十三条第一項による申告書を提出する者は、その年分の当該申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

（一）所得税法第一百七十二条第二項第一号に掲げた所得税の額及び当該所得税の額につき第十一条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

（二）所得税法第一百七十二条第二項第一号に掲げた所得税の額及び当該所得税の額につき第十一条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

（三）所得税法第一百七十二条第二項第一号に掲げた所得税の額及び当該所得税の額につき第十一条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

（四）所得税法第一百七十二条第二項第一号に掲げた所得税の額及び当該所得税の額につき第十一条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

（五）所得税法第一百七十二条第二項第一号に掲げた所得税の額及び当該所得税の額につき第十一条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

（六）所得税法第一百七十二条第二項第一号に掲げた所得税の額及び当該所得税の額につき第十一条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

前項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があつた場合においては、その還付額を同項の規定により併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付があつたものとする。

所得税法第一百三十八条第三項及び第四項並びに第百三十九条第三項から第五項まで（これららの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項から第五項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

第十七条第六項の規定による申告書の提出があつた場合には、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、同項第三号に掲げる金額に相当する復興特別所得税を還付する。

前項の場合において、同項の申告書に記載された第十七条第六項第二号に掲げる復興特別所得税の額（第二十八条第一項の規定により併せて徴収されるべきものに限る。）のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

第八項の規定により還付する復興特別所得税は、所得税法第七十七条第二項の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

第六項の規定は、前項の規定による復興特別所得税から第十項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

第六項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定により還付があつたものとされた額の一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他の前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（青色申告）

第二十条 所得税法第一百四十三条（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の承認を受けている者は、復興特別所得税申告書及び復興特別所得税申告書に係る修正申告書（次項において「復興特別所得税申告書等」という。）

について、青色の申告書により提出することができる。

個人が所得税法第一百五十一条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により同法第四十三条の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同項各号に定めた場合には、その取消しに係る同項各号に定めの年分以後の各年分の復興特別所得税につきその個人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別所得税申告書等は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によつて提出する復興特別所得税申告書等をいう。）以外の申告書とみなす。

（期限後申告及び修正申告等の特例）

第二十一条 所得税法第一百五十二条の一（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税申告書を提出する有価証券等に係る譲渡所得等の金額が含まれていることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じたときについて準用する。

所得税法第一百五十五条の五第一項、第四項及び第五項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第十七条第一項の規定による申告書の提出期限後に同法第一百五十五条の五第一項の規定に該当して同項の規定による期限後申告書を提出すべき者が、第十七条第一項の規定による申告書を提出すべき場合について準用する。

所得税法第一百五十五条の五第六項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第一百五十五条の五第一項から第三項までの規定により申告書を提出するこれらの規定に規定する居住者の相続人が提出すべき復興特別所得税申告書について準用する。

所得税法第一百五十五条の六（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税申告書を提出する有価証券等に係る譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額のうち同項に規定する有価証券等の譲渡による事業所得の金額、未決済信用取引等の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額が含まれることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税申告書の基礎となる同法第六十条の二第六項本文に規定する事実が生じたことにより、国税通則法第二十二条第一項各号の事由が生じた場合について準用する。

所得税法第一百五十二条（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税申告書の基礎となる同法第六十条の二第六項本文に規定する事実が生じたことにより、国税通則法第二十二条第一項各号の事由が生じた場合について準用する。

所得税法第一百五十三条（同法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、個人

五十二条の四第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同様第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなつたことにより、当該復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じたときについて準用する。

所得税法第一百五十五条の五第一項、第四項及び第五項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第十七条第一項の規定による申告書の提出期限後に同法第一百五十五条の五第一項の規定に該当して同項の規定による期限後申告書を提出すべき者が、第十七条第一項の規定による申告書を提出すべき場合について準用する。

所得税法第一百五十五条の五第六項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第一百五十五条の五第一項から第三項までの規定により申告書を提出するこれらの規定に規定する居住者の相続人が提出すべき復興特別所得税申告書について準用する。

所得税法第一百五十五条の六（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を記載すべき第十七条第一項第一号若しくは第三号から第五号まで、第一百二十二条第一項第一号から第三号まで又は第一百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第一百五十五条の五第一項から第三項までの規定により申告書を提出するこれらの規定に規定する居住者の相続人が提出すべき復興特別所得税申告書について準用する。

所得税法第一百五十五条の六（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者に掲げる金額にかかる所得税法第一百五十五条の二第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額にかかる所得税申告書について準用する。

所得税法第一百五十五条の六（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第一百五十五条の二第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額にかかる所得税申告書について準用する。

所得税法第一百五十五条の六（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第一百五十五条の二第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額にかかる所得税申告書について準用する。

所得税法第一百五十五条の六（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第一百五十五条の二第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額にかかる所得税申告書について準用する。

所得税法第一百五十五条の六（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第一百五十五条の二第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額にかかる所得税申告書について準用する。

が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

所得税法第一百五十五条の二第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

所得税法第一百五十五条の二第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

所得税法第一百五十五条の二第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

所得税法第一百五十五条の二第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

所得税法第一百五十五条の二第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

所得税法第一百五十五条の二第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

所得税法第一百五十五条の二第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

所得税法第一百五十五条の二第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が生じた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

第三節 法人の納税義務

(法人に係る復興特別所得税の課税標準)

第二十六条 法人に對して課する復興特別所得稅の額は、その法人の基準所得稅額とする。

(法人に係る復興特別所得稅の税率)

第二十七条 法人に對して課する復興特別所得稅の額は、その法人の基準所得稅額に百分の二・一の税率を乗じて計算した金額とする。

第四節 源泉徵收

(源泉徵收義務等)

第二十八条 所得稅法第四編第一章から第六章ま

で並びに租税特別措置法第三条の三第三項、第

六条第二項(同条第十三項において準用する場合を含む)、第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第一項、第三十七条の十一の四第一項、第三十七条の十四の二第八項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二第三項、第四十一条の十二の二第二項から第四項まで及び第四十一条の二十二第二項の規定により所得稅を徵收して納付すべき者は、その徵收(平成二十五年一月一日から令和十九年十二月三十日までの間に行うべきものに限る)の際、復興特別所得稅を併せて徵收し、當該所得稅を當該所得稅を徵收して納付すべき者に對して還付しなければならない。

い。

二 前項の規定により徵收すべき復興特別所得稅の額は、同項に規定する規定その他の所得稅に

関する法令の規定により徵收して納付すべき所

得稅の額(第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第二項、第四十一条の三の七第一項若しくは第二項又は第四十一条の三の九第一項若しくは第二項の規定により控除された金額がある場合に、これらの規定による控除をしないで計算した所得稅の額)に百分の二・一の税率を乗じて計算した金額とする。

い。

三 前二項の場合において、第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第二項各号に定める金額のうち同条第一項に規定する上場株式等の配当等に係る所得稅の額から同条第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額があるときは、当該金額は、第一項の規定により当該所得

稅と併せて徵收して納付すべき当該上場株式等の配当等に係る復興特別所得稅の額を限度として当該復興特別所得稅の額から控除するものとする。

4 前項の規定のある場合における第十三条、第十七条及び前条の規定の適用については、第十三条中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(所得稅法第百七十条の規定及び第二十八条第三項の規定のある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額)」と、第十七条第一項第三号中「金額」とあるのは、「金額とし、租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等(同法第八条の五第一項の規定の適用を受けたものを除く。)に係る第二十八条第三項の規定により控除された金額に相当する金額及び第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第九条の三の二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち復興特別所得稅の額に相当する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、前条中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(次条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額)」とする。

5 次の各号に掲げる規定により所得稅の還付をすべき者は、その還付(当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める還付に限り)

の際、当該還付をする所得稅の額に百分の二・

一を乗じて計算した金額に相当する復興特別所

得稅を、当該所得稅を併せて当該所得稅の還付

を受ける者に對して還付しなければならない。

一 租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項又は第三十七条の十一の六第七項の規定

一 前項の規定により平成二十五年一月一日から令和十九年十二月三十一日までの間に発行された同条第七項に規定す

べき還付

二 租税特別措置法第四十一条の十二第五項又

は第六項の規定

これららの規定により平成二十五年一月一日か

ら令和十九年十二月三十一日までの間に行うべき還付

二 租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項の規定により既に徵收した所得稅の還付をすべき者

は、前項の規定にかかわらず、その還付(同法

第三十七条の十一の六第七項の規定により令和二年一月一日から令和十九年十二月三十一日までの間に行うべき還付に限る。)

二 所得稅法第百八十五条第一項又は第百八十八

六条第一項の規定による所得稅の額及び前条

第二項に規定する復興特別所得稅の額

同法

一百八十三条第一項に規定する給与等(次条に

おいて「給与等」という。)について徵收すべ

き次の各号に掲げる所得稅の額及び復興特別所

得稅の額は、当該各号に規定する規定にかかる

らず、当該各号に定める金額とすることができる。

一 所得稅法第一百八十五条第一項又は第百八十八

六条第一項の規定による所得稅の額及び前条

第二項に規定する復興特別所得稅の額

同法

一百八十九条第一項の規定により計算す

り、当該所得稅の額につき第一項の規定によ

る復興特別所得稅の徵収が行われたものとみな

す。

二 所得稅法第一百八十九条第一項の規定により計算した所得稅の額及び復興特別所得稅の額

同法

一百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及びこの法律に定める復興特別所得稅の額の計算を

勘案して財務大臣が定める方法により計算し

た金額

三 前条第九項及び第十一項の規定は、前項に規

定する金額による所得稅及び復興特別所得稅の

徵収及び納付があつた場合について準用する。

二 財務大臣は、第一項第一号の表又は同項第二

号の方法を定めたときは、これを告示する。

(年末調整)

三 第三十条 所得稅法第一百九十条に規定する給与等

の支払者が、同条に規定する居住者に對してそ

の年最後に支払う給与等につき所得稅及び復興

特別所得稅を徵收する場合において、第一号に

掲げる合計額が第二号に掲げる合計額に比し過

不足があるときは、その超過額は、その年最後

に給与等の支払をする際徵収すべき所得稅及び

復興特別所得稅に充当し、その不足額は、その

年最後に給与等の支払をする際徵収して当該所

得稅の法定納期限までに國に納付しなければな

らない。

一 所得稅法第一百八十九条第一項の規定により

徵收された、又は徵收されるべき所得稅の額

及び第二十八条第一項の規定により徵收され

た、又は徵收されるべき復興特別所得稅の額

の合計額

二 所得稅法第一百九十条第一項の規定により

(租税特別措置法第四十一条の二の二第一項

又は第四十一条の三の八第一項の規定の適用

号第四条第十九项第二項		四項第十九条第三项			四六条第十九项第四项		三項第十九条第六项			一四六条第一项第六项	
項第三百五十五条同法第一項	の三百五十条第一項	各号	第一項	第一条二项	所得税	の額	法は、ついで	同法の	の額	所得税	
含む。) 法第二十一項(特別措置法第三条の二第二項において準用する場合を含む。)	所得税法第一百五十三条の二第二項(特別措置法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)	第一百五十五条同法第一項	に係る復興特別所得税法第三十三条の二第一項各号	又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには、特別措置法(以下この項において「特別措置法」という。)第二十一条第二項各号	所得税及び当該所得税	所得税及び復興特別所得税法第三十三条の二第一項各号	所得税及び復興特別所得税法第三十三条の二第一項各号	からの大震災からの復興のための施策を実施するためには、特別措置法(以下この項において「特別措置法」という。)第二十一条第二項各号	同法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには、特別措置法(以下この項において「特別措置法」という。)第二十一条第二項各号	所得税及び復興特別所得税法第三十三条の二第一項各号	

第及一項十第の第十号第二項		第十第十第十二条四		八第十第十条四		項第十第十四条四		項第十第十三条四		号第四条第十三項第九三	
所得税	の所得税	の額	得税を	當該所	所得税	(当該	所得税	及び	所得税	五百三十	同法第
得稅	所得稅及び復興特別所得	稅的額	稅的額	これら	稅(これらの	稅(これらの	稅(これらの	並びに東日本大震災からの大震災からの復興のための施策を実施するためには、特別措置法第三十三条の二第一項(復興特別所得税法の特例等)の規定により読み替えられた	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには、特別措置法第三十三条の二第一項(復興特別所得税法の特例等)の規定により読み替えられた	所得税法第五百五十三条の五(特別措置法第二十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた	同項(特別措置法第二十一条第六項において準用する場合を含む。)

四三条十第のの一四		項第び項第号第及三項第の十第七に並六、四び号第五四三条四		項第のの十第一四三条四			項第十第十六二二二三三条四		項十第び項十第号五二に並三二、		
税額を予定納	に係る所得税	所得税	外の額以	所得税	税の額	該所得	の額(一)	所得税	所得税	に係る延滞税	所得税
大震災からの復興のための施策を実施するためには、特別措置法第三十三条の二第一項(復興特別所得税法の特例等)の規定により読み替えられた	に係る復興特別所得税	得稅	所得稅及び復興特別所得	所得稅及び復興特別所得	額	並びに当該所得稅の額(一)	所得稅の額及び復興特別所得税の額	得稅に係る延滞税	得稅に係る延滞税	以下この号において同じ。)	特別措置法(特別措置法第二十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき復興特別所得税

一五三条十第項第のの一四			二四三条十第号二号第のの一四			一四三条十第号第のの一四					
の規定	同法第一項	前条第	に	同条第	一項	第百十	同条第	一百四	同条第	一百四	
法定の規定期定による前条第一号	所得稅法第一百四条同法第一項	に係る復興特別所得税法第三十三条の二第一項(復興特別所得税法の特例等)の規定により読み替えられた	東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには、特別措置法(以下この項及び第四項において「特別措置法」という。)第三十三条の二第一項(復興特別所得税法の特例等)の規定により読み替えられた	所得稅法第一百十一条第	一項	第百十一条(特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた	第百十一条(特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた	第百四条(特別措置法第十六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額を	第百四条(特別措置法第十六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額を	めの施策を実施するためには、特別措置法(以下この号において同じ。)の規定により納付すべき復興特別所得税の額を	めの施策を実施するためには、特別措置法(以下この号において同じ。)の規定により納付すべき復興特別所得税の額を

第三条第十項 の第一四		第四項 の第一四		第五項 の第一四		第六項 の第一四		第七項 の第一四		第八項 の第一四		第九項 の第一四	
に つ き 所 得 税	の 規 定	同 法 第 百 七 条 第 一 項	所 得 税	定 項 の 規 定	第 百 四 条 第 一 項	同 法 第 百 四 条 第 一 項	規 定	同 項 の	所 得 税	に 所 得 税	第 百 七 条 第 一 項 各 号	所 得 税	同 項
に つ き 所 得 税	の 規 定	同 法 第 百 七 条 第 一 項	所 得 税	定 項 の 規 定	第 百 四 条 第 一 項	同 法 第 百 四 条 第 一 項	規 定	同 項 の	所 得 税	に 所 得 税	第 百 七 条 第 一 項 各 号	所 得 税	同 項
に つ き 所 得 税	の 規 定	同 法 第 百 七 条 第 一 項	所 得 税	定 項 の 規 定	第 百 四 条 第 一 項	同 法 第 百 四 条 第 一 項	規 定	同 項 の	所 得 税	に 所 得 税	第 百 七 条 第 一 項 各 号	所 得 税	同 項

四項 第六十三条十 項 第一の四		三項 第六十三条十 項 第一の四		二項 第六十三条十 項 第一の四		一項 第三の四		第一条 第三の四 第二号	
二項 第一条 第十 百第	一項 につき 所得税	一項 第四百十 条第 四項の	二項 第三の四 第二号	一項 第四十 条第 二号	二項 第一百三十 三条第 二号	一項 所得稅 同条第	二項 第一百十 三条第 二号	一項 第一百三 三条第 二号	二項 第一百三 三条第 二号
第一項 及び次項 において 同じ	第二項 において 同じ	第三項 に係る復興 特別所得稅 につき	第四項 に係る復興 特別所得稅 につき	第五項 に係る復興 特別所得稅 の	第六項 別措置法第 十六条第二 項において準 用する場 合を含む。以 下この項	第七項 第一百四 条第一項（特 別措置法第 十六条第二 項において準 用する場 合を含む。以 下この項）	第八項 第一百三 三条第 二号	第九項 第一百三 三条第 二号	第十項 第一百三 三条第 二号

二九三条十第 項第のの一四	一九三条十第 項第のの一四	四七三条十第 項第のの一四	二七三条十第 項第のの一四	一項第
規定 の二 の第三 章第四 編	規 定に の額 の所得 税	規 定に の額 の所得 税	規 定に より 規 定に の額 の所得 税	規 定に の額 の所得 税
十八条第一項の規定	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	に 規定及び東日本大震災 からの復興のための施 策を実施するために必 要な財源の確保に関する特別措置法（次項及 び第四項において「特別措置法」という。）第 二十八条第一項の規定	所得税の額の合計額 所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	規 定並びに特別 措置法第二十八条第一 項及び第二十九条第一 項の規定 により 規 定に の額 の所得 税
四編第三章の規定 及び特別措置法第二 条第一項の規定	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	に 規定及び東日本大震災 からの復興のための施 策を実施するために必 要な財源の確保に関する特別措置法（次項及 び第四項において「特別措置法」という。）第 二十八条第一項の規定	所得税の額の合計額 所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	規 定並びに特別 措置法第二十八条第一 項及び第二十九条第一 項の規定 により 規 定に の額 の所得 税

通税国						
二条第二号	条第六	五二二条第五項第の五		三三条第三項第の三		
及び	除く。同法	するを還付		するを還付	の所得税	
びに復興特別所得税並	四章(第十一条第一項)除く。特別措置法	を除く。同法、特別措置法第	第五項に係る部分に限る。(前項前段又は同条第五項(租税特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限る。)の規定により併せて還付した額を除く。)に相当する金額の全部又は一部と併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第一項及び特別措置法第三十一条第三項の規定を準用する。	と当該所得税の額に相当する金額のうち、当該特定社会保険料に応する部分の金額と併せて徴収された復興特別所得税法第二十八条第一項の規定により計算した金額と併せて還付する。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。	と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて還付した額を除く。)に相当する金額の全部又は一部と併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第一項及び特別措置法第三十一条第三項の規定を準用する。	と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて還付した額を除く。)に相当する金額の全部又は一部と併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第一項及び特別措置法第三十一条第三項の規定を準用する。

法則

一条十第項第六四	二条十第項第三四	一条十第項第七三	項第三三び項第十第二条十第二条十第ニ条及二条三、第一二	一項第五号第三条十	号第及一項第五第二び号第二条十	八号第二
所得税	所得税	に所得税		（以下「予定納稅に係る所）	所得税	法所得税
所得税等	税所得税、復興特別所得	所得税等に		及（予定納稅）の規定により納付すべき復興特別所得税（以下「予定納稅に係る所得税等」）	得税	所得税及び復興特別所得税。以下「特別措置法」という。）

一条十第及一条十第項第六八び項第五八	三条十第項第三七	三項第十第七号第五条七		号第三十条第五六	号第一条六び号第四項第十第及三
所得税	所得税	税所得	（当該所得税）	た金額	加算し
税所得税、復興特別所得	所得税等	税所得税、復興特別所得	（これら）に係る復興特別所得	は、これらの税額に係る復興特別所得税（以下「これら）に係る復興特別所得税）	加算した金額（特別措置法第十四条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額、第一項の修正申告額、第一項の修正申告額に係る控除をされるべき金額）

百第律法年九成平	律法るす間に等出提の書調る係に等金送外国のめたる図を保確の税課な正適の税国内	号第四条第一項第六	三条第六	号第二条第一項第六	一条第六
		所得税	税る所得に係	所得税	税る所得に係
		得税	等国外財	得税	等国外財

二 租税条約等実施特例法第三条の二第九項

に規定する特定配当等
二 限度税率適用配当等又は免除適用配当等
(前号ハに掲げる配当等に係るものに限る。)

三 项において準用する所得税法第一百七十二条

第一項の規定による申告書を提出すべき者に

ついては、第十七条第五項及び第七項並びに

第十八条第十二項から第十五項までの規定を

準用する。

三 限度税率適用配当等又は免除適用配当等
(第一号ハ又はニに掲げる配当等に係るものに限る。以下この号において同じ。)につき

租税条約等実施特例法第三条の二第十四項後段、第十六項後段、第十八項後段、第二十項後段、第二十二項後段又は第二十四項後段の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該限度税率適用配当等又は免除適用配当等につきこれらの規定により適用限度税率を控除する前の当該規定に規定する税率により計算した所得税の額を

第十号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二

項の規定は、これららの規定による合意が行

われたことにより、居住者の各年分の復興特別所得税の額又は相手国居住者等(租税条約等実施特例法第二条第四号に規定する相手国居住者等をいう。次項において同じ。)の各年分の復興特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

11 租税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、居住者又は相手国居住者等が第二十一条第一項各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項(これららの規定を前項において準用する場合を含む。)の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となるとき、又は復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正があつた場合には、その申告又

10

三 限度税率適用配当等又は免除適用配当等
(第一号ハ又はニに掲げる配当等に係るものに限る。以下この号において同じ。)につき

租税条約等実施特例法第三条の二第十四項後段、第十六項後段、第十八項後段、第二十項後段、第二十二項後段又は第二十四項後段の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該限度税率適用配当等又は免除適用配当等につきこれらの規定により適用限度税率を控除する前の当該規定に規定する税率により計算した所得税の額を

第十号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二

項の規定は、これららの規定による合意が行

われたことにより、居住者の各年分の復興特別所得税の額又は相手国居住者等(租税条約等実施特例法第二条第四号に規定する相手国居住者等をいう。次項において同じ。)の各年分の復

興特別所得税の額のうちに減額されるものがあ

る場合について準用する。

12 第三十項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)において準用する場合を含む。)

13 前各項に定めるもののほか、復興特別所得税に係る所得税法その他の法令の規定の技術的読み替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14 前項の免れた復興特別所得税の額が五百円を超えるときは、情状により、同項の罰金は五百円を超えるその免れた復興特別所得税の額が五百円を超えるときは、情状により、同項の罰金は五百円を超えるとときは、情状により、同項の罰金は五百円を超えるべき復興特別所得税を免れた者は、十年以下の懲役若しくは五年以下の罰金に処し、又は五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又は五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

15 前項の免れた復興特別所得税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は一百万円を超えるその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

16 第三十四条 偽りその他不正の行為により、第十

七条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額(第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同

条の規定を適用しないでした復興特別所得税の額)又は第十七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得稅を免れた者は、十年以下の懲役若しくは二十年以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

17 第三十六条 第二十八条から第三十条までの規定により徴収して納付すべき復興特別所得税を納付しなかつた者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

18 第三十七条 正當な理由がなくて第十七条第一項若しくは第五項又は第二十条の二第三項において準用する所得税法第五百五十五条の四第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第六十一条において準用する場合を含む。)、第二十条の二第四項において準用する同法第五百五十五条の五第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。)若しくは第二十条の二第六項において準用する同法第五百五十五条の六第一項の二第二項において準用する同法第五百五十五条の五第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書をその提出期限まで提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

19 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に處する。

20 第三十九条 法人の代表者(人格のない社団等の

記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

なくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは

規定期により控除をされるべき金額がある場合に

は、同号の規定による計算を同条の規定を適用

しないでした復興特別所得税の額)又は第十七

条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復

興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れ

た者は、五年以下の懲役若しくは五百円以下

の罰金に処し、又はこれを併科する。

21 第四十条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国法人 法人税法第二条第四号に規定す

る外国法人をいう。

二 内国法人 法人税法第二条第六号に規定す

る内国法人をいう。

三 公益法人等 法人税法第二条第六号に規定す

る公益法人等(同法以外の法律によつて法

人税に関する法令の規定の適用上同号に規定す

る公益法人等とみなされるものを含む。)

四 人格のない社団等 法人税法第二条第八号

に規定する人格のない社団等をいう。

五 連結親法人 法人税法第二条第十二号の六

の七に規定する連結親法人をいう。

- 六 連結子法人 法人税法第二条第十二条の七に規定する連結子法人をいう。
- 七 連結完全支配関係 法人税法第二条第十二条の七に規定する連結完全支配関係をいう。
- 八 収益事業 法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。
- 九 連結所得 法人税法第二条第十八条の四に規定する連結所得をいう。
- 十 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十日までの期間をいう。
- 十一 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条並びに租税特別措置法第六十六条の十一の三第五項に規定する事業年度をいう。
- 十二 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。
- 十三 法人課税信託 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。
- 十四 復興特別法人税申告書 第五十三条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む)及び第五十四条の規定による申告書をいう。
- 十五 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。
- 十六 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。
- 十七 更正 国税通則法第二十四条又は第二十条の規定による更正をいう。
- 十八 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。
- 十九 充當 国税通則法第五十七条第一項の規定による充當をいう。
- 二十 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。
- (法人課税信託の受託者等に関するこの章の適用)
- 第四十一条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この章(第六節を除く)の規定を適用する。
- 二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法定の規定を適用する。
- 三 法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

- 六 連結子法人 法人税法第二条第十二条の七に規定する連結子法人をいう。
- 七 連結完全支配関係 法人税法第二条第十二条の七に規定する連結完全支配関係をいう。
- 八 収益事業 法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。
- 九 連結所得 法人税法第二条第十八条の四に規定する連結所得をいう。
- 十 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十日までの期間をいう。
- 十一 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条並びに租税特別措置法第六十六条の十一の三第五項に規定する事業年度をいう。
- 十二 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。
- 十三 法人課税信託 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。
- 十四 復興特別法人税申告書 第五十三条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む)及び第五十四条の規定による申告書をいう。
- 十五 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。
- 十六 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。
- 十七 更正 国税通則法第二十四条又は第二十条の規定による更正をいう。
- 十八 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。
- 十九 充當 国税通則法第五十七条第一項の規定による充當をいう。
- 二十 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。
- (法人課税信託の受託者等に関するこの章の適用)
- 第四十五条 この章において「課税事業年度」とは、法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後二年を経過する日まで(以下「課税事業年度」とする)。
- 二 公益法人等及び人格のない社団等で指定期間に新たに掲げる法人の課税事業年度は、前項の規定にかかるらず、当該各号に定める事業年度とする。
- 三 公益法人等及び人格のない社団等で指定期間に新たに掲げる法人を除く)。指定期間内の日の属する事業年度

- 四 指定期間内に法人税法第一百四十一条第一号に掲げる外国法人又は同条第七号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する法人税法第二条第一項第(イ)号に掲げる法人を除く)のものに限り、当該各号に定める期間の末日の属する事業年度(以下「課税事業年度」とする)。
- 五 次に掲げる法人 前項に規定する期間内の日の属する事業年度に準ずるもの又は指定期間内の日の属する事業年度に準ずるものとして政令で定める事業年度
- 六 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の二の規定を除く)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く)。
- 七 連続親法人 当該連続親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の二の規定を除く)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く)。
- 八 連結親法人以外の法人 当該法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第六十七条から第七十条の二まで及び第一百四十四条の規定並びに租税特別措置法第三章第五節及び第五節の二の規定を除く)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く)。
- 九 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第八十一条の二の規定を除く)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く)。
- 十 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第八十一条の二の規定を除く)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く)。
- 十一 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第八十一条の二の規定を除く)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く)。
- 十二 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第八十一条の二の規定を除く)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く)。
- 十三 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第八十一条の二の規定を除く)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く)。
- 十四 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第八十一条の二の規定を除く)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く)。
- 十五 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第八十一条の二の規定を除く)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く)。
- 十六 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第八十一条の二の規定を除く)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く)。
- 十七 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第八十一条の二の規定を除く)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く)。
- 十八 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第八十一条の二の規定を除く)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く)。
- 十九 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第八十一条の二の規定を除く)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く)。
- 二十 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第八十一条の二の規定を除く)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く)。

- 四 指定期間に新しく収益事業を開始した法人の課税事業年度は、前項の規定に準ずる。ただし、当該各号に掲げる法人の各課税事業年度のうち最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、基準法人税額に、当該最後の課税事業年度の月数のうちに当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額とする。
- 五 事業年度の変更その他の事由により、課税事業年度の月数の合計が二十四月を超える法人(次号及び第三号に掲げる法人を除く)の各号に定める期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額とする。
- 六 事業年度の最初に開始する事業年度開始の日以後二年を経過する日までの期間
- 七 第四十五条第二項第一号から第四号までに掲げる法人 当該最後の課税事業年度開始の日から指定期間の末日(同日以前に合併により解散し、又は同日前に残余財産が確定した場合には、当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日)までの期間
- 八 第四十五条第二項第五号に掲げる法人 前二号に定める期間に準ずるものとして政令で定める期間
- 九 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とす。
- 三 公益法人等(収益事業を行つていらないものに限る)のいずれかに新たに該当することになった外國法人 指定期間
- 四 法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
- 五 公益法人等(収益事業を行つていらないものに限る)で指定期間内に新しく収益事業を開始した法人、公益法人等で指定期間に新たに収益事業を行つていいもないものに限る)で指定期間内に普通法人等に該当することになったもの及び指定期間に新たに法人税法第一百四十五条第一号から第三号までに掲げる外國法人(同号又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限る)のいずれかに新たに該当することになった外國法人 指定期間
- 六 法人税法第二条第一項第(イ)号に規定する連結子法人をいう。
- 七 法人税法第二条第十三条第(イ)号に規定する連結完全支配関係をいう。
- 八 法人税法第二条第十八条の四に規定する連結所得をいう。
- 九 法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。
- 十 法人税法第二条第十四条に規定する連結期間をいう。
- 十一 法人税法第二条第十二条の七に規定する連結子法人をいう。
- 十二 法人税法第二条第十三条の二に規定する連結完全支配関係をいう。
- 十三 法人税法第二条第十四条の二に規定する連結所得をいう。
- 十四 法人税法第二条第十二条の八に規定する連結子法人をいう。
- 十五 法人税法第二条第十三条の三に規定する連結完全支配関係をいう。
- 十六 法人税法第二条第十四条の三に規定する連結所得をいう。
- 十七 法人税法第二条第十二条の九に規定する連結子法人をいう。
- 十八 法人税法第二条第十三条の四に規定する連結完全支配関係をいう。
- 十九 法人税法第二条第十四条の四に規定する連結所得をいう。
- 二十 法人税法第二条第十二条の十に規定する連結子法人をいう。
- 二十一 法人税法第二条第十三条の五に規定する連結完全支配関係をいう。
- 二十二 法人税法第二条第十四条の五に規定する連結所得をいう。
- 二十三 法人税法第二条第十二条の十一に規定する連結子法人をいう。
- 二十四 法人税法第二条第十三条の六に規定する連結完全支配関係をいう。
- 二十五 法人税法第二条第十四条の六に規定する連結所得をいう。
- 二十六 法人税法第二条第十二条の十二に規定する連結子法人をいう。
- 二十七 法人税法第二条第十三条の七に規定する連結完全支配関係をいう。
- 二十八 法人税法第二条第十四条の七に規定する連結所得をいう。
- 二十九 法人税法第二条第十二条の十三に規定する連結子法人をいう。
- 三十 法人税法第二条第十三条の八に規定する連結完全支配関係をいう。
- 三十一 法人税法第二条第十四条の八に規定する連結所得をいう。
- 三十二 法人税法第二条第十二条の十四に規定する連結子法人をいう。
- 三十三 法人税法第二条第十三条の九に規定する連結完全支配関係をいう。
- 三十四 法人税法第二条第十四条の九に規定する連結所得をいう。
- 三十五 法人税法第二条第十二条の十五に規定する連結子法人をいう。
- 三十六 法人税法第二条第十三条の十に規定する連結完全支配関係をいう。
- 三十七 法人税法第二条第十四条の十に規定する連結所得をいう。
- 三十八 法人税法第二条第十二条の十六に規定する連結子法人をいう。
- 三十九 法人税法第二条第十三条の十一に規定する連結完全支配関係をいう。
- 四十 法人税法第二条第十四条の十一に規定する連結所得をいう。
- 四十一 法人税法第二条第十二条の十七に規定する連結子法人をいう。
- 四十二 法人税法第二条第十三条の十二に規定する連結完全支配関係をいう。
- 四十三 法人税法第二条第十四条の十二に規定する連結所得をいう。
- 四十四 法人税法第二条第十二条の十八に規定する連結子法人をいう。
- 四十五 法人税法第二条第十三条の十三に規定する連結完全支配関係をいう。
- 四十六 法人税法第二条第十四条の十三に規定する連結所得をいう。
- 四十七 法人税法第二条第十二条の十九に規定する連結子法人をいう。
- 四十八 法人税法第二条第十三条の十四に規定する連結完全支配関係をいう。

(復興特別所得税額の控除)
第四十九条 内国法人が各課税事業年度において
第十条第四号イ及びロに掲げる所得につき前章
の規定により課される復興特別所得税の額(連
結親法人又は当該連結親法人による連結完全
支配関係にある連結子法人が課される復興特別
所得税の額を除く。)は、政令で定めるところ
により、当該課税事業年度の復興特別法人税の
額から控除する。

前項の規定は、内国法人である公益法人等又
は人格のない社団等が収益事業以外の事業又
はこれに属する資産から生ずる所得につき課され
る同項の復興特別所得税の額については、適用
しない。

連結親法人が各課税事業年度において第十条
第四号イ及びロに掲げる所得につき前章の規定
により課される復興特別所得税の額並びに当該
連結親法人による連結完全支配関係にある連結
子法人が当該課税事業年度終了日の属する連
結事業年度において同号イ及びロに掲げる所得
につき同章の規定により課される復興特別所得
税の額は、政令で定めるところにより、当該連
結親法人の当該課税事業年度の復興特別法人税
の額から控除する。

4 第一項及び第二項の規定は、外国法人が各課
税事業年度において法人税法第百四十二条各号
に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定め
た額から控除する。

5 第一項(前項において準用する場合を含む。)と
は、第三項の規定は、復興特別法人税申告書、
修正申告書又は更正請求書にこれらの規定によ
る控除を受けるべき金額及びその計算に関する
明細を記載した書類の添付がある場合に限り、
適用する。この場合において、これらの規定に
よる控除をされるべき金額は、当該金額として
記載された金額を限度とする。

第五十条 復興特別法人税申告書を提出する内国
法人が各課税事業年度において法人税法第六十
九条第一項の規定の適用を受ける場合において
当該課税事業年度の同項に規定する控除対
象外国法人税の額(租税特別措置法第六十六条
の七第一項及び第六十六条の九の三第一項の規
定により法人税法第六十九条第一項に規定する
控除対象外国法人税の額とみなされるものを含
む。)が同項に規定する控除限度額を超えると
きは、第四十八条の規定を適用して計算した當
該課税事業年度の復興特別法人税の額のうち當
該内国法人の当該課税事業年度の所得でその源
泉が国外にあるものに対応するものとして政令
で定めるところにより計算した金額を限度とし
て、その超える金額を当該課税事業年度の復興
特別法人税の額から控除する。

2 復興特別法人税申告書を提出する連結親法人
が各課税事業年度において法人税法第八十一条
の十五第一項の規定の適用を受ける場合又は當
該連結親法人による連結完全支配関係にある連
結子法人が当該課税事業年度終了日の属する連
結事業年度において同項の規定の適用を受け
る場合において、当該連結親法人の当該課税事
業年度の同項に規定する個別控除対象外国法人
税の額(租税特別措置法第六十八条の九十一第
一項及び第六十八条の九十三条の三第一項の規定
により法人税法第八十一条の十五第一項に規定
する個別控除対象外国法人税の額とみなされる
ものを含む。以下この項において同じ。)が當
該連結親法人の同条第一項に規定する連結控除
限度額を超過するとき、又は当該連結
親法人の当該連結事業年度の個別控除対象外国法
人税の額が当該連結子法人の同項に規定する連
結控除限度額を超えるときは、当該課
税事業年度の復興特別法人税控除限度額で当該
連結親法人又は当該連結子法人に帰せられる金
額として政令で定めるところにより計算した金
額を限度として、その超える金額を当該課税事
業年度の復興特別法人税の額から控除する。

3 前項に規定する復興特別法人税控除限度額と
は、連結親法人の各課税事業年度の第四十八条

の規定を適用して計算した復興特別法人税の額
のうち当該課税事業年度の連結所得でその源泉
が国外にあるものに對応するものとして政令で
定めるところにより計算した金額をいう。

4 法人税法第六十九条第九項の規定は、第一項
の規定を適用する場合について準用する。
第一項又は第二項の規定は、復興特別法人税
申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら
の規定による控除を受けるべき金額及びその計算
に関する明細を記載した書類の添付がある場合
に限り、適用する。この場合において、これら
の規定による控除をされるべき金額は、当該金
額として記載された金額を限度とする。

第五十二条 連結親法人又は各連結子法人に各課
税事業年度又は当該課税事業年度終了日の属
する連結事業年度の復興特別法人税の負担額と
して帰せられる金額は、当該課税事業年度の法
人税負担帰属額から減算調整額(当該連結親法
人又は連結子法人に係る次に掲げる金額の合計
額をいう。以下この項において同じ。)を控除
した金額とし、当該連結親法人又は各連結子法
人税負担帰属額から減算調整額(当該連結親法
人又は連結子法人に係る次に掲げる金額の合計
額をいう。以下この項において同じ。)を控除
した金額とし、当該連結親法人又は各連結子法
人税負担帰属額を控除した金額と、当該課税事業
年度の法人税減少帰属額として帰せら
れる金額は、当該課税事業年度の法人税負担帰
属額がある場合には減算調整額から当該法人税
負担帰属額を控除した金額と、当該課税事業
年度の法人税減少帰属額がある場合には当該法
人税減少帰属額と減算調整額との合計額とする。
ただし、当該課税事業年度の課税標準法人税額
がない場合において、第五十六条第一項又は第
五十九条第一項の規定による還付を受けたとき
は、当該連結親法人又は各連結子法人に当該課
税事業年度又は連結事業年度の復興特別法人税
の負担額として帰せられる金額はないものと
し、当該連結親法人又は各連結子法人に当該復
興特別法人税の減少額として帰せられる金額は
るべき金額のうち連結親法人又は各連結子法
人に帰せられるものとして政令で定める金額
に相当する金額

二 第五十二条第二項の規定による控除をされ
る金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰
せられるものとして政令で定める金額

2 前項に規定する法人税負担帰属額とは、第一
号に規定する個別所得金額がある場合には同号
及び第二号に掲げる金額の合計額が第四号に掲
げる金額を超えるときのその超える部分の金額
を、第三号に規定する個別欠損金額がある場合
には第二号に掲げる金額が第三号及び第四号に
掲げる金額の合計額を超えるときのその超える
部分の金額をいい、同項に規定する法人税減少
帰属額とは、第一号に規定する個別所得金額が
ある場合には第四号に掲げる金額が第一号及び
第二号に掲げる金額の合計額を超えるときのそ
の超える部分の金額を、第三号に規定する個別
欠損金額がある場合には同号及び第四号に掲
げる金額の合計額を超えるときのその超える
部分の金額の合計額をいう。

二 稟税特別措置法第六十八条の十第五項、第六
十八条の十一第十二項、第六十八条の十三
第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八
条の十五第五項又は第六十八条の十五の四第
五項の規定、經濟社会の構造の変化に對応し
た税制の構築を図るための所得税法等の一部
を改正する法律(平成二十三年法律第百十四
号。以下この号において「改正法」という。)
附則第七十二条の規定によりなおその効力を
有するものとされる改正法第十九条の規定に
よる改正前の稟税特別措置法第六十八条の十
第五項の規定その他これらに類する規定とし
て政令で定める規定に規定する加算した金額
のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰
せられる金額の百分の十に相当する金額

三 前項の連結親法人又は連結子法人の同項の
課税事業年度又は当該課税事業年度終了日の
の十八第一項に規定する個別欠損金額に当該
の属する連結事業年度の法人税法第八十一条
の十八第一項に規定する個別欠損金額に当該
課税事業年度の連結所得に對して適用される
法人税の税率を乗じて計算した金額の百分の
十に相当する金額

四 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法
律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法
律第二十九号。以下この号において「震災特

例法」という。) 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項、第二十五条の三第一項、第二十五条の三の三第二項の規定並びに第二十五条の三の三第二項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第七項から第九項まで、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十四第二項及び第三項、第六十八条の十五第二項及び第三項、第六十八条の十五の三第一項から第三項まで、第六十八条の十五の四第二項及び第三項、第六十八条の十五の五第一項及び第六十八条の十五の六第七項及び第八項の規定その他の政令で定める税額控除に関する規定によりこれらの大規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額(同法第六十八条の十五の七第一項後段(震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項又は租税特別措置法第六十八条の八第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の百分の十に相当する金額。

第一項の連結親法人が法人税法第八十八条の十二第二項又は租税特別措置法第六十八条の八第一項の規定による計算前連結税額超過額を構成する規定により計算した金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額(同法第六十八条の十五の七第一項後段(震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項又は租税特別措置法第六十八条の八第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の百分の十に相当する金額)

3 第一項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。)若しくは第六十八条の百八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受ける連結親法人である場合には、各課税事業年度の連結所得の金額につき法人税法第八十一条の十二(租税特別措置法第六十八条の百八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに租税特別措置法第六十八条の八第一項及び第六十八条の百第一項の規定により計算した法人税の額の当該連結所得の金額に対する割合(連結所得の金額がない課税事業年度にあっては、法人税法第八十一条の十二第二項又は同表の第二号及び第三号に規定する年八百万円以下の金額に対し適用される税率として、同項の規定を適用する。)規定する税率として、同項の規定を適用する。

4 第一項の連結親法人の課税事業年度が第四十一条第二項ただし書の規定の適用を受ける課税規定する税率として、同項の規定を適用する。

事業年度である場合には、第一項に規定する人税負担帰属額及び法人税減少帰属額は、第二項の規定により計算した金額に同条第二項ただし書に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

第四節 申告、納付及び還付等

(課税標準及び税額の申告)
第五十三条 法人は、各課税事業年度終了日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる課税標準法人税額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前節の規定を適用して計算した復興特別法人税の額

三 第四十九条の規定による控除をされねばならない。たゞ第一号に掲げる規定を、当該法人税申告書における第一項の規定による申告書の提出期限は、同項本文の規定にかかるはず、その延長された提出期限とする。この場合において、当該申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税については第一号に掲げる規定を、当該法人税申告書が同法第八十一条の二十二第二項の規定による申告書である場合にあつては第二号に掲げる規定を、それぞれ準用する。

四 前三号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

5 第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る。)当該申告書の提出期限は、同法第八十一条の二十六項若しくは第八項において準用する同法第七十五条第七項の規定又は同法第八十七条の二十四第三項若しくは第六项において準用する同法第七十五条第七項において準用する同法第七十五条第七項の規定又は同法第八十七条の二十四第三項若しくは第六项において準用する同法第七十五条第七項の規定

法第七十五条(同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)若しくは第七十五条の二(同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)又は第八十一条の二十二第二項の規定による申告書(当該申告書が同法第八十一条の二十六項若しくは第八項において準用する場合を含む。)当該申告書の提出期限は、同法第七十五条第七項の規定又は同法第八十七条の二十四第三項若しくは第六项において準用する同法第七十五条第七項の規定又は同法第八十七条の二十四第三項若しくは第六项において準用する同法第七十五条第七項の規定

法第七十五条(同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)若しくは第七十五条の二(同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)又は第八十一条の二十二第二項の規定による申告書(当該申告書が同法第八十一条の二十六項若しくは第八項において準用する場合を含む。)当該申告書の提出期限は、同法第七十五条第七項の規定又は同法第八十七条の二十四第三項若しくは第六项において準用する同法第七十五条第七項の規定

2 当該金額に相当する税額を還付する。
 3 一 第五十三条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る。)当該申告書の提出期限は、同法第一百四十五条第一項の規定による申告書である場合にあつた日が前に充当をするのに適したこととなつた日までの期間とする。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十九条第一項の期間は、その還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める期限又は日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同法第一百四十五条第一項の規定による申告書が同法第八十一条の二十六項若しくは第八項において準用する場合を含む。)当該申告書が同法第七十五条第七項の規定又は同法第八十七条の二十四第三項若しくは第六项において準用する同法第七十五条第七項の規定又は同法第八十七条の二十四第三項若しくは第六项において準用する同法第七十五条第七項の規定

3 一 第五十三条第一項の規定による申告書(当該申告書が第五十三条第一項の規定による申告書である場合にあつた日が前に充当をするのに適したこととなつた日が前に充当することとなつた日)までの期間とする。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十九条第一項の期間は、その還付に係る申告書が第五十三条第一項の規定による申告書である場合にあつた日が前に充当をするのに適したこととなつた日が前に充当することとなつた日までの期間とする。

2 第五十六条 復興特別法人税申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第五十三条第一項第三号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した法人に対し、(復興特別所得税額の還付)

5 第五十六条 復興特別法人税申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第五十三条第一項第三号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した法人に対し、(復興特別所得税額の還付)

5 第五十七条 法人税法第八十条の二の規定は、法人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出する。(更正の請求の特例)

し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に係る事業年度又は連結事業年度後の各課税事業年度で決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるときについて準用する。

一 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第一号から第五号まで（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）に掲げる金額又は同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に記載すべき同法第八十二条第一項第一号から第五号までに掲げる金額

二 復興特別法人税申告書に記載すべき第五十三条第一項第一号から第三号までに掲げる金額

（青色申告）

第五十八条 法人が法人税法第四条の二又は第二十一条第一項（同法第百四十六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の承認を受けている場合には、復興特別法人税申告書及び当該申告書に係る修正申告書（次項において「復興特別法人税申告書等」という。）について、青色の申告書により提出することができる。

3 法人が法人税法第二百二十七条第一項（同法第二百四十六条において準用する場合を含む。）の規定により同法第二十二条第一項の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同法第二百二十七条第一項各号に定める事業年度開始の日以後その法人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別法人税申告書等（納付すべき義務が同日前に成立した復興特別法人税に係るものを除く。）は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によって提出する復興特別法人税申告書等をいう。次項において同じ。）以外の申告書とみなす。

4 法人税法第二百三十一条第二項の規定は、法人が提出した青色申告書に係る復興特別法人税について準用する。（確定申告に係る更正等による復興特別法人税（当該復興額の還付））

第五十九条 法人の提出した復興特別法人税申告書に係る復興特別法人税につき更正（当該復興（当該職員の質問検査権等））

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするに適することとなつた日がある場合には、その適すこととなつた日）までの期間とする。

3 第一項の規定による還付金を同項の復興特別法人税申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の復興特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により充當をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十条 削除 **第六十一条** **（連帶納付の責任）**

2 法人税法第八十二条の二十八の規定は、連結親法人の各課税事業年度の復興特別法人税について準用する。

第六十二条 国税通則法第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。次項において同じ。）

欄一 第 二	欄二 第 三	欄三 第 四	欄四 第 五	欄五 第 六	欄六 第 七	欄七 第 八	欄八 第 九	欄九 第 十	欄十 第 十一	

第六十三条 復興特別法人税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）

第十九条	第三項	第十一条	第十四条	第四项	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第十三条
地方法人	地方税の額並びに計算された額並びに	税の額並びに計算された額並びに								

及び第七十四条の八から第七十四条の十一までの規定は、復興特別法人税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の二の規定による復興特別法人税に関する質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合について準用する。

る場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六章 復興債の発行等

(復興債の発行)

第六十九条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項の規定にかかるわらず、復興施策に要する費用(以下「復興費用」という。)のうち平成二十三年度の一般会計補正予算(第3号)に計上された費用の財源につい、復興施策に要する法律の規定を準用する。

2 平成二十三年度の当初予算に計上された基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用を同年度の一般会計補正予算(第1号)において東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するために減額した経緯に鑑み同年度の一般会計補正予算(第3号)に計上された当該費用は、復興費用とみなして前項の規定を適用する。

3 平成二十三年度において、一般会計補正予算(第3号)の作成後に、新たに補正予算を作成する場合において当該補正予算に復興費用が計上されるときは、当該復興費用の財源について、第一項の規定を適用する。

4 政府は、平成二十四年度から令和七年度までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかるわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもつて国会の議決を経なければならない。

5 第一項、第三項及び前項に規定する復興費用の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならぬ。

6 財政法第四条第一項ただし書の規定は、第一項、第三項及び第四項に規定する復興費用については、適用しない。

(復興債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第七十条 前条第一項から第四項までの規定により発行する公債(以下「復興債」という。)の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、翌

年四月一日以後発行される復興債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

(復興債等の償還)

第七十一条 復興債及び当該復興債に係る借換国債(特別会計法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。以下同じ。)については、令和十九年度までの間に償還するものとする。

(復興特別税の収入の使途等)

第七十二条 平成二十四年度から令和十九年度までの間ににおける復興特別税の収入は、復興費用及び償還費用(復興債(当該復興債に係る借換国債を含む。)の償還に要する費用の財源に充てるものとす

る)の十八条において同じ。)の償還に要する費用(借換国債を発行した場合には、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。)をいう。以下同じ。)の財源に充てるものとす

る。平成二十四年度から平成二十七年度までの間ににおける第三条の規定による財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金及び平成二十八年度から令和四年度までの間ににおける第三条の二の規定による財政投融资特別会計投資勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金は、償還費用の財源に充てるものとする。

2 次に掲げる株式の処分により令和九年度までに生じた收入は、償還費用の財源に充てるものとする。

3 第四条第一項の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本たばこ産業株式会社の株式

二 特別会計法附則第二百八条第四項の規定により国債整理基金特別会計に帰属した東京地下鉄株式会社の株式

三 第五条の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした東京地下鉄株式会社の株式

四 第五条の二及び特別会計法附則第十二条の二の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本郵政株式会社の株式

五 特別会計法附則第十二条の三の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本郵政株式会社の株式

六 前項に規定する收入のほか、平成二十三年

度から令和九年度までの各年度において、国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入であつて国会の議決を経た範囲に属するものは、復興費用及び償還費用の財源に充てるものとする。

第七十三条 令和十九年度における復興特別所得税の収入は、まず償還費用の財源に充て、なお残余があるときは、復興債以外の公債(財政法第四条第一項ただし書の規定により発行された公債(当該公債に係る借換国債を含む。)を除く。)の償還に要する費用の財源に充てるものとする。

第七十四条 復興債は、特別会計法第四十二条第二項の規定の適用については、国債とみなさない。

2 復興債に係る特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、同項中「一般会計」とあるのは、「東日本大震災復興特別会計」とする。

3 第七十条の規定により、各年度の翌年度の四月一日以後発行される復興債は、特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、当該各年度の三月三十一日に発行されたものとみなす。

4 第七十条の規定により、各年度の翌年度の四月一日以後発行される復興債は、特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、当該各年度の三月三十一日に発行されたものとみなす。

5 第七十条の規定により、各年度の翌年度の四月一日以後発行される復興債は、特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、当該各年度の三月三十一日に発行されたものとみなす。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第四章の規定並びに第四十五条、第四十七条、第四十九条、第五十一条から第五十四条まで、第五十六条、第五十七条、第五十九条、第六十三条及び第六十四条の規定(これら

の規定による復興債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

三 第五章の規定(前号に掲げる規定を除く。)と

経済社会の構造の変化に対応した税制の構

策を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百四号)附則第一項の規定により起債される借換国債を経た範囲に属するものは、復興費用及び償還費用の財源に充てるものとする。

(財政投融资特別会計財政融資資金勘定の健全な運営を確保するための必要な措置)

第二条 特別会計法第六条の規定にかかるわらず、平成二十四年度から令和二年度までの間、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の歳入歳出の決算上、特別会計法第五十八条第一項に規定する収納済額が同項に規定する支出済額等に不足するとき、当該不足を同条第二項の規定により補足することができないと見込まれる場合においては、当該補足することができないとき見込まれる額に相当する金額を限度として、特別会計法第五十三条第一項第二号の経号に掲げる株式の処分による収入及び同条第四項に規定する国有財産の処分による収入その他に規定する租税収入以外の収入については、前条第三項各号に掲げる株式の処分による収入及び同条第四項に規定する公債の償還金を除く。)に充てるため、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れることができる。前項の規定による繰入金は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の歳入とする。

(復興施策に必要な財源の確保等についての見直し)

第三条 及び第四条 削除

(復興施策に必要な財源の確保等についての見直し)

第十二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、東日本大震災からの復興の状況等を勘案して、復興費用の在り方及び復興施策に必要な財源を確保するための各般の措置の在り方について見直しを行うものとする。

第十三条 政府は、前条の規定による見直しを行って、第二章及び第三章に規定するもののうちに際し、第二章及び第三章に規定するもののほか、平成二十四年度から令和四年度までの間において二兆円に相当する金額の償還費用の財源に充てる収入を確保することを旨として次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一 日本たばこ産業株式会社の株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国との関与の在り方を勘案し、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

二 エネルギー対策特別会計に所属する株式について、エネルギー政策の観点を踏まえつゝ、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

政府は、前項各号の検討の結果、同項各号に規定する株式の全部又は一部を保有する必要がないと認めるときは、法制上の措置その他必要な措置を講ずること。

に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもののが取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 **(平成二十七年三月三一日法律第九号)**

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十七年七月一日
二 次に掲げる規定 平成二十七年七月一日から施行する。

第一条 (施行期日) 抄	イからトまで 略
イからトまで 略	第二百四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
イからトまで 略	第三百六十条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。規定期定にあっては、當該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対す
イからトまで 略	第三百六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定に改める経過措置）
イからトまで 略	第三百六十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定に改める経過措置）

第一条 (施行期日) 抄	イからトまで 略
イからトまで 略	第二百四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
イからトまで 略	第三百六十条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。規定期定にあっては、當該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対す
イからトまで 略	第三百六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定に改める経過措置）
イからトまで 略	第三百六十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定に改める経過措置）

第一条 (施行期日) 抄	イからトまで 略
イからトまで 略	第二百四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
イからトまで 略	第三百六十条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。規定期定にあっては、當該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対す
イからトまで 略	第三百六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定に改める経過措置）
イからトまで 略	第三百六十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定に改める経過措置）

項四第十四条第

税を 所 得 該	税所 (當 得 該 得)	税所 (當 得 該 得)	及 び
これらの税を	の税 別 所得 税 (これら の 税 を)	所得 稅 別 所得 稅 (これら の 税 を)	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには、特別措置法第三十一条第一項(復興特例等)の規定により読み替えられたを

号四第項四第十四条第

号三第項四第十四条第

号一第項四第十四条第

法措特租 置別税	税所得	税所得	税所得 該へ 得 稅 所 當 得	及 び
東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには、特別措置法第三十三条第一項(復興特例等)の規定により読み替えられた	所得稅及び當該所得稅に係る復興特例等の規定による読み替えられた	所得稅及び當該所得稅に係る復興特例等の規定による読み替えられた	所得稅及び復興特例等の規定による読み替えられた	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには、特別措置法第三十一条第一項(復興特例等)の規定により読み替えられた

三から五まで 略
六 次に掲げる規定 令和八年一月一日
イ及びロ 略

「に、「第四十条第十八項」を「第四十条第二十項」に、「第四十条第二十項」を「第四十条第二十二項」に改める部分を除く。」

項四第十四条第

九 次に掲げる規定 (令和六年法律第一 イからトまで チ 表租税特別措置法の項の改正規定(七 及び八 略 正規定 ハ 表租税特別措置法の項の改正規定(第二十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには、特別措置法第三十三条第一項(復興特例等)の規定による読み替えられた
九 次に掲げる規定 (令和六年法律第一 イからトまで チ 表租税特別措置法の項の改正規定(七 及び八 略 正規定 ハ 表租税特別措置法の項の改正規定(第二十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには、特別措置法第三十三条第一項(復興特例等)の規定による読み替えられた

項四第十四条第

税を 所 得 該	税所 (當 得 該 得)	及 び
これらの税を	の税 別 所得 稅 (これら の 税 を)	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには、特別措置法第三十一条第一項(復興特例等)の規定による読み替えられた

号四第項四第十四条第

号三第項四第十四条第

号一第項四第十四条第

法措特租 置別税	税所得	税所得	税所得 該へ 得 稅 所 當 得	及 び
東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには、特別措置法第三十三条第一項(復興特例等)の規定による読み替えられた	所得稅及び當該所得稅に係る復興特例等の規定による読み替えられた	所得稅及び當該所得稅に係る復興特例等の規定による読み替えられた	所得稅及び復興特例等の規定による読み替えられた	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには、特別措置法第三十一条第一項(復興特例等)の規定による読み替えられた

一に、「第四十条第十八項」を「第四十条第二十項」に、「第四十条第二十項」を「第四十条第二十二項」に改める部分に限る。)

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。